

総務教育常任委員会資料

(令和7年11月21日)

[件名]

○令和6年度業務適正化評価報告書審査意見書について……2

監 査 委 員 事 務 局

令和6年度業務適正化評価報告書審査意見書について

令和7年11月21日

監査委員事務局

地方自治法第150条第5項の規定により知事から審査に付された令和6年度業務適正化評価報告書について、監査委員が審査し、知事に意見書を提出したので報告します。

1 審査の実施内容

業務適正化推進所管課及び評価所管課への聞取りのほか、業務適正化の取組状況について所属を抽出して実地確認を行った上で、その他定期監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

2 審査の結果

令和6年度業務適正化評価報告書について審査したところ、評価手続及び評価結果に係る記載は、適当であると認めた。

3 意見

令和6年12月に公文書管理に関する事務で、懲戒処分の指針に該当する公印の不正使用が発生した。

これを受けて、文書管理規程の改正や受付文書に係る事務処理の進捗管理の徹底、「重要度の高いリスクと未然防止策（公文書管理）」について、本事案を踏まえた内容に修正する等の対応策を講じている。

については、各所属において組織的な進捗管理や未然防止策が確実に実施されるよう徹底されたい。また、公印の不正使用はもとより、県民の信用・信頼を損なう不正行為防止のため、全職員に向けた倫理観の醸成に資する取組を一層進められたい。